

令和7年度友好都市こどもスノー交流事業

★参加者募集★



■目的 友好都市である高山市と平塚市の児童の友好を深めるため、降雪の少ない平塚市の児童が冬の高山市を訪問し、スキーや雪遊びを通じた交流事業を実施する。さらに、親元から離れ行動することで自立の精神を学び、初めて会う友だちと行動することで協力する方法と心を育てることを目的とする。

■開催日 令和7年12月26日(金)～28日(日) 2泊3日

※12月5日(金)19時00分(予定)に保護者同伴の参加者説明会を予定しています。

■募集人数 平塚市内在住・在学の小学5・6年生16人

■開催場所 国立乗鞍青少年交流の家(住所:岐阜県高山市岩井町913-13)、飛騨高山スキー場

■参加費 24,000円(交通費、食費、保険料、レンタルスキー用品、施設利用料等)



■申込方法

「小学校で配られた申込書」又は、「ホームページからダウンロードし印刷した申込書」に、必要事項等を参加者本人が記入し郵送もしくは持参する。

※必要事項(住所・氏名(ふりがな)・電話番号・学校名・学年・性別・保護者氏名・メールアドレス)を除く、①参加申込の動機と②自己PRをそれぞれ150文字以内で参加者本人が御記入ください。

【郵送の場合】〒254-8686 平塚市浅間町9番1号 平塚市都市提携委員会(平塚市役所文化・交流課内)

【持参の場合】平塚市役所本館1階105窓口(文化・交流課)に御持参ください。

■注意事項

・参加者は、事業の目的について御家族で話し合ってお申し込みください。

・事業内容を確認した上で、積極的に交流・団体行動をするように心がけてください。

・別紙「友好都市小学生交流事業 応募要領・選考基準」に記載の内容を御了承の上お申し込みください。

・学校経由の応募は受け付けておりませんので、直接お申し込みください。メールでの申し込み受付はいたしません。

■ホームページ 平塚市役所ホームページの「トップページ」→「観光・文化・スポーツ」→「交流親善」→「友好都市・姉妹都市」→「令和7年度友好都市こどもスノー交流事業参加者募集」をご覧ください。

■申込期限 10月24日(金) 17時(必着)

■選考方法 書類選考(詳細は別紙「友好都市小学生交流事業 応募要領・選考基準」参照)

※結果は11月12日(水)を目途に全員にお知らせいたします。(予定)

■行程 (天候等により、内容が変更になることがありますので御了承ください)

12月26日(金)

朝7時に平塚駅に集合。小田原から新幹線に乗り、名古屋から特急電車に乗り換え、12時過ぎに高山駅到着。昼食後、高山市役所での歓迎式に出席。国立乗鞍青少年交流の家へ移動。

夜に高山市の児童と合流し、グループを作り、レクリエーションを行います。

12月27日(土)

日中はスキー実習や雪遊び。(スキーが初めてでも大丈夫です)夜はクラフトづくりをします。

12月28日(日)

朝、国立乗鞍青少年交流の家を出発。古い町並エリアを散策の後、飛騨の里に行き、昼食後解散式をします。

午後2時40分頃高山駅を出発して、平塚駅には午後7時過ぎに到着予定。

● 問い合わせ・申し込み先 ●

平塚市都市提携委員会(平塚市文化・交流課)

〒254-8686 平塚市浅間町9番1号 本館1階105 窓口 電話 25-2520

koryu@city.hiratsuka.kanagawa.jp (メールは問い合わせのみ受付いたします)

友好都市こどもスノー交流事業参加申込書

令和7年度友好都市こどもスノー交流事業の参加を申し込みます。

令和7年 月 日

申込者氏名	ふりがな	男 ・ 女
住 所	〒()-() 平塚市	電話 - -
学 校 名	小学校	年
保護者氏名		
* メールアドレス	@	

※選考結果はメールでご連絡いたしますので、間違いのないように分かりやすく記載してください。
※御記入いただいた個人情報、厳重に管理し、選考結果の御連絡など、当事業の運営以外の目的で使用することはありません。
※上記申込部分は保護者の方が御記入いただいて構いません。

次の①、②に参加者自身の考えを記載してください。(横書きで、参加者本人が記入してください。)

① 参加申込の動機(どうして参加してみようと思ったのですか?)※150文字以内

② 自己PR(あなたの性格や長所、他の人には負けないところなど)※150文字以内

令和7年度友好都市こどもスノー交流事業

- ◆主 催 高山市都市提携委員会
- ◆共 催(予定) 高山市・平塚市・平塚市都市提携委員会
- ◆後 援(予定) 高山市教育委員会・平塚市教育委員会・国立乗鞍青少年交流の家

※友好都市こどもスノー交流事業の企画・運営等の事業全般について、高山市及び平塚市の自治体に関与しており、かつ、営利性、事業性を伴う事業ではありません。なお、平成29年7月28日付の神奈川県からの通知にて「自治体の実質的にツアーの企画・運営に関与し、かつ、営利性、事業性がないものであれば、旅行業法の適用がないと解されます。」と示されました。
※友好都市こどもスノー交流事業参加者に関しては、安全面を考慮して国内旅行傷害保険に加入いたします。